

ID: 27

担当部署: 教育部 公民館

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成13年条例第80号
【根拠条文】 (使用の許可) 第9条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第10条、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第18条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の制限) 第10条 委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について使用の制限その他必要な条件をつけることができる。 2 委員会は、次の各号いずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。 (1) 公民館の目的に反するおそれがあるとき。 (2) 施設又は付属設備等を破損するおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他不適当と認めるとき。 (使用許可の制限) 第18条 委員会は、条例第10条第2項のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しない。 (1) 公序良俗を乱すおそれがあるとき。 (2) もっぱら営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。 (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを行うとき(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項に規定する個人演説会等を行うときを除く。)。 (4) 宗教団体及び宗教上の組織が利用するとき。 (5) その他公民館活動に支障があると認められるとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日

備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日